

令和 7 年度

保育所利用案内

(重要事項説明書)



社会福祉法人 福島福祉施設協会

瀬 上 保 育 所

〒960-0101

福島市瀬上町字寺後 6 番地

TEL (024) 553-5334

FAX (024) 553-3999

施 設 概 要

名 称	社会福祉法人福島福祉施設協会 瀬上保育所
所 在 地	〒960-0101 福島市瀬上町字寺後 6 番地 TEL 553-5334 fax 553-3999
設 置 主 体	社会福祉法人福島福祉施設協会 〒960-8166 福島市仁井田字龍神前 2-1 TEL 545-3221 fax 546-5158
定 員	80 名
クラス 編成	つくし組 0 歳児 さくら組 1 歳児 ちゅうりっぷ組 2 歳児 すみれ組 3 歳児 たんぽぽ組 4 歳児 ひまわり組 5 歳児
職 員	所長 主任保育士 副主任保育士 保育士 栄養士 調理員 調理員兼用務員 用務員
嘱 託 医	上松川診療所 岸本 裕子 福島市北沢又字番匠田 5 TEL558-1111 五十嵐歯科医院 五十嵐 徹 福島市瀬上町字本町 38 TEL553-1626
保 育 時 間	月～土曜日 午前 7:00～午後 7:00 延長保育 標準時間：午後 6:00～7:00 ※別紙 1 短時間：午前 7:00～8:00 午後 4:00～7:00 ※別紙 2
休 所	日曜日、祝日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)
保育事業内容	乳児保育（満 56 日）、障がい児保育、延長保育、一時預かり事業
その他の事業	子育て支援センター

沿 革

昭和 25 年 3 月 31 日	児童福祉法による保育所として認可
昭和 25 年 4 月 1 日	事業開始
昭和 27 年	入所希望が多くなり、保育室新築
昭和 35 年	調理室を増築
昭和 36 年	保育室を増築
昭和 42 年	事務室を増築
昭和 47 年	保育室を増築
昭和 49 年 11 月 17 日	創立 25 周年記念式典
昭和 53 年	八角形 2 階建て保育室を増築
昭和 56 年 2 月	経営が福島市社会福祉協議会から社会福祉法人福島福祉施設協会に移管
昭和 63 年 4 月 20 日	全面改築
平成 12 年 6 月 23 日	長年の福島刑務所慰問の功績が認められ、法務大臣賞を受賞
平成 16 年 10 月 29 日	修繕工事完成（たんぽぽ、ひまわり組、屋外手洗い場等）

令和7年度 社会福祉法人 福島福祉施設協会 保育所会
瀬上保育所 事業計画書

1、運営方針

- (1) 子どもの生命の保持と健やかな生活の基本となる健康及び安全の確保に努める。
- (2) 地域の保育ステーションとして、保育所の特性を生かした入所児の保護者への支援及び地域の子育て支援の役割を果たす。
- (3) 多様な保育ニーズに応え、保護者が安心して預けられるよう、質の高い保育を行う。
《産休明け(満56日)からの乳児保育、延長保育(午前7時から午後7時)、一時預かり、障がい児保育》
- (4) 研修に取り組み専門性の向上を目指す。
- (5) 養成校(保育士・栄養士・看護師)及び小・中・高校生等からの実習や体験・訪問を受け入れることにより保育所の機能と役割を知らせ、人材育成に繋げる。
- (6) 保育所の情報を提供・公開することにより地域社会や子どもの学びの連続性に配慮し、幼・保・小・中との交流や連携に努める。
- (7) 養護と教育の一体的な保育に努める。
- (8) 子育て支援の充実を図るため、SNSを活用し地域還元プロジェクト(みんなで子育て等)を展開していく。

2、保育方針

- (1) 保育理念に則り、全体的な計画のもと保育を進める。
- (2) 適切な環境の中で子どもが安定した生活を送り、人格形成の基礎を培うことができるよう努める。
- (3) 常に保護者との共通理解のもと、家庭保育と集団保育との相互関係を大事にしながら保育を進める。
- (4) 食事や食に関する保育活動を通して、望ましい食生活や栄養摂取について知らせ、健全な心と体を育てる。
- (5) 子どもの心身の発達を阻害する事象を見逃さず、適切に対応する。
- (6) 小学校へのアプローチプログラムの一環として、就学児の交流会を実施し、心の育みを目指す。

3、食事方針

- (1) 多種類の食品を使い、バランスよく組み合わせた献立をつくる。
- (2) 食材については、地産地消を中心に新鮮かつ旬の物を購入する。
- (3) 既製品は極力使用せず、原材料を始めから調理する。
- (4) 味付けには化学調味料を使用せず、薄味にして味覚を発達させる。
- (5) 年1回の嗜好調査を実施し、家庭と共に望ましい食習慣について考え実践していく。
- (6) 出来立ての主食や副食を提供する事により、子どもの食への意欲を高め食育の促進を目指す。
- (7) アレルギー児の対応など、個々の健康状態に応じた食事を提供する。
- (8) 食べ物による窒息事故を防ぐために、子どもの食べる機能の発達に合った食材、調理法を工夫し安全に提供する。

令和7年度 年齢別年間保育目標

	目 標
0歳児	・一人ひとりの生活リズムを大切に、安心して過ごせる環境を整える。 ・保育者との触れ合いを通して信頼関係を築き、安心した雰囲気の中で好きな遊びを楽しみながら発達を促していく。
1歳児	・身の回りのことに興味を持ち、自分でやってみようという気持ちを持てるようにする。 ・保育者との信頼関係を築きながら、友だちや保育者と好きな遊びを楽しむ。
2歳児	・生活に必要な身の回りのことを自分で行う気持ちを持ち、できる喜びを味わう。 ・好きな遊びを通して、友だちと関わって遊ぶ楽しさを感じる。 ・言葉で自分の思いを伝えようとする。
3歳児	・生活の流れの中で、自分でやってみるという気持ちが出来た喜びになり習慣になっていく。 ・友だちや保育者と一緒に活動を楽しみ、次への期待が意欲的な気持ちにつながる。
4歳児	・生活に必要な基本的な生活習慣を身に付け、自分の身の回りのことを意欲的に行おうとする。 ・全身を動かして遊ぶ楽しさを味わい、様々な遊びに興味を持つ。 ・友だちや保育者との関わりの中で、自分の気持ちや考えを自信を持って伝えられるようにする。
5歳児	・友だちや仲間の中で自分らしさを発揮する。 ・友だちと協力して考えを出し合い、話し合う経験を重ね、互いを認め合いながら主体的に活動する。



主食費の免除はありません。

ただし、2週間以上連続して欠席する場合は、長期欠席届を記入していただきます。欠席日数（日祝日を除く）1日あたり40円を減額いたします。

※副食費は月額6,500円になります。

ただし、2週間以上連続して欠席する場合は、長期欠席届を記入していただきます。欠席日数（日祝日を除く）1日あたり260円を減額いたします。

副食費免除のご家庭については、これまで通り保育所での徴収はありません。

○保護者会費

現金での納入となります。

★現金での納入は、必ず担任または対応にあたった保育士に手渡して下さい。

おつりのないようお願いします。その際、金額を確認します。

★金融機関に納める都合上、月～金曜日の朝に納入してください。

土曜日は、お預かりできません。

届出の必要な変更事項について

以下に変更があった時には、お申し出ください。書類を市役所に提出します。

- ・住所変更
- ・世帯員の変更（家族が増えた、減った）
- ・婚姻、離婚

➡ 『支給認定申請内容変更届出書』

- ・保育必要量の変更
- ・・・・保育短時間、保育標準時間
- （就労 妊娠出産 育児休業 求職活動 災害復旧など）

➡ 『支給認定変更申請書』

保育所をやめる時

➡ 『退所届』・・・決まり次第、速やかにお伝えください。

延長保育について

利用料は、1回 200円 ※別紙1

利用する場合は、担任または対応にあたった保育士に、当日朝までにお知らせ下さい。

急に必要となった場合は、電話でお知らせ下さい。

<保育標準時間の方> 午後6:00以降午後7:00まで

また、午後7:00を過ぎる場合は、速やかにご連絡ください。

延長保育申請書を提出してください。（申請書は事務所までお申し出ください）

<保育短時間の方> 午前7:00～8:00、午後4:00～6:00、午後6:00～7:00まで
3つの時間帯にわたり、それぞれに料金が発生します。

午前7:00～8:00の延長保育利用は、前日までにお知らせください。

土曜保育について

・定期的にご利用の方は、保育時間申込書にご記入ください。

不定期で利用する方は、その週の水曜日までに担任または対応にあたった保育士までお申し出下さい。

電話にて発生状況や症状をお伝えし、受診先医療機関のご相談をいたします。

希望される医療機関がある場合は、お伝え下さい。

受診後は、治療経過をご連絡します。

受診予定の医療機関名・・・休診の際には、変更になります。

受診科目	医療機関名	住 所	電 話
整形外科	後藤整形外科	鎌田字門丈壇 10-10	554-2626
眼科	末永眼科	鎌田字御飯家 73-4	554-6236
皮膚科	南やのめ皮膚科クリニック	南矢野目字上戸ノ内 7-7	572-5100
歯科	五十嵐歯科医院	瀬上町字本町 38	553-1626
耳鼻咽喉科	イノモト医院耳鼻咽喉科	瀬上町字四斗蒔 24-7	553-3185
外科（脳外）	卸町クリニック	鎌田字卸町 8-2	553-1166

災害時緊急連絡について

災害時の緊急連絡場所は、瀬上小学校（広域避難場所）となっています。※別紙6
尚、緊急時の連絡は、ルクミーで配信します。

問い合わせは、携帯電話をお願いします。

保育所携帯 090-3365-5522

★毎月末ごろに、避難訓練を実施しています。実施した場合は、ルクミーでお知らせいたします。

=健康について=

健康は、規則正しい生活から。『早寝早起き、朝ごはん』が基本です。

洗顔・歯磨き・整髪、身だしなみを整えて、登所させましょう。

いつもと違う感じが感じられた時には、保育士までお伝え下さい。

薬の服用について

原則として、市販の薬はお預かりできません。受診時、飲み薬は1日2回の処方をお願いして下さい。やむを得ず、与薬が必要な場合は、以下の手順でお預かりいたします。

- ・一回分（水薬は一回分を容器に入れる）
- ・名前を明記する（容器・個包装の袋にも）
- ・与薬依頼書を記入する
- ・お薬説明書を添付する
- ・上記の物をジッパー付き袋に入れる
- ・保育士に手渡す ★手渡しがなされないものについては、与薬できません。
- ・降所時、容器等は返却します（ジッパー付きの袋に、洗った容器と依頼書を入れます）



★ 塗り薬については、お手数でも塗布回数分の使い捨て手袋も入れて下さい。

★ 与薬依頼書は、添付のものをコピーしてお使いください。 ※別紙7

内科健診・乳児健診

と目視の二重確認を行います。

ちゅうりっぷ組・・・ 10分毎に、目視で体位（体動）・呼吸・顔色・熱等の確認
すみれ・たんぽぽ・ひまわり組・・・30分毎に、目視で体位（体動）・呼吸・顔色・
熱等の確認

★乳幼児突然死症候群（SIDS）からわが子を守るために

【仰向けで寝かせましょう】・・・習慣です。ご家庭でもご協力下さい。

【タバコはやめましょう】

【できるだけ母乳で育てましょう】

=子どもたちの生活について=

服装について

- ・子どもが脱ぎ着しやすく、汚れることを気にせず遊べるもの。
- ・引っかかる危険があるひも付き、フード付きの服、スカート、裾の広がったズボンなども危険が伴いますので控えましょう。また、スパンコール、ビーズなどが付いた服やピン止めは、誤飲やケガにつながりますので控えましょう。
- ・薄着を心掛けましょう。
- ・靴は、足にあった子どもが自分で履きやすい運動靴にしてください。

持ち物

- ・※別紙10の持ち物をご準備ください。
- ・持ち物一つ一つに、はっきりとお子さんの名前を書いて下さい。
- ・お譲りなどは、名前を書き換えて下さい。
- ・靴には、キーホルダーや缶バッジ等はつけないでください。

=給食について=

給食目標

- ・おなかがすくりズムのもてる子ども
- ・食べたいもの、好きなものが増える子ども
- ・一緒に食べたい人がいる子ども
- ・食事づくり、準備にかかわる子ども
- ・食べ物を話題にする子ども

給食の内容

全員、完全給食です

- ・0歳児は、ミルク、離乳食が出ます。
- ・育児用調整粉乳は、80℃以上の熱湯で調乳します。
（高温調乳 厚生労働省通達）

食物アレルギーの子への食事提供をしています

- ・全員の状況を別紙11の提出で確認します。
食品によるアレルギー要因のある場合は、医師の診断を受け、医師の指示書を提出していただきます。（担任まで申し出ください）
その上で、可能な限りでの代替食を提供します。

1日の栄養摂取量

＝保育所の利用にあたり＝

ご意見ご要望について

保育所を利用して、気付いたこと等、送迎時に職員にお伝えいただいたり、電話または『ご意見箱』でお知らせ下さい。解決に努めます。

解決が難しい件は、以下の第三者委員に相談することができます。

苦 情 解 決 体 制

苦情解決者

☐責任者 所 長 佐藤 純子

☐受付担当者 主任保育士 菅野 貴子

☐第三者委員

苦情解決に社会や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置します。

社会福祉法人 福島福祉施設協会

矢吹 稔 024-546-2255

大河内 恵 024-567-3526

斎藤 幸子 024-545-3859

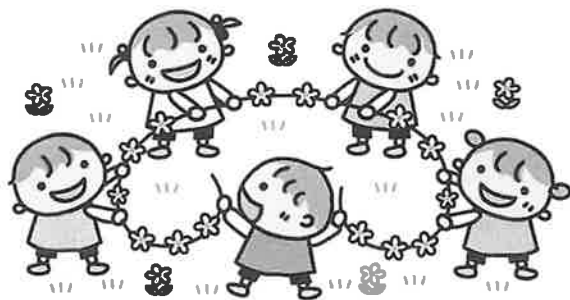
個人情報の管理について

個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知又は、公表し、利用目的に従って適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。

個人情報の収集、利用、提供にあたっては、ご本人の同意を得るようにしています。

「個人情報使用同意書兼誓約書」 ※別紙 1 2（保管用）別紙 1 3（保育所提出用）

個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正アクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。



＝年間行事予定表＝

	児童のみ参加	保護者の参加が必要	保健計画
4 月	進級式 2 日 交通安全教室	入所式 5 日 新入児のみ オリエンテーション	毎月：身体測定
5 月		懇談会 13 日 ひまわり 16 日 たんぽぽ 22 日 すみれ 15 日 ちゅうりっぷ 20 日 さくら 19 日 つくし	尿検査 14 日 (3～5 歳児) 内科健診 28 日 (全クラス)
6 月	プール開き	園内清掃 夏祭り 28 日 (瀬上小学校)	歯科検診 (全クラス)
7 月	七夕会 7 日	フリー参観	
8 月	チャレンジデー プール納会		乳児健診 27 日 (つくし組)
9 月		運動会 20 日 つくし・さくら・ちゅうりっぷ (瀬上小学校) 運動会 27 日 すみれ・たんぽぽ・ひまわり (十六沼屋根付き運動場)	
10 月	青柳神社祭礼 消防総合訓練 焼き芋会 遠足(すみれ・たんぽぽ・ ひまわり)		
11 月		園内清掃 親子遠足 ひまわり ミニクリスマス会 29 日 つくし・さくら・ちゅうりっぷ・ すみれ (瀬上保育所)	内科健診 26 日 (全クラス)
12 月	クリスマスパーティー 鏡餅作り	クリスマス会 20 日 たんぽぽ・ひまわり (福島学院大学千葉記念ホール)	
1 月	団子さし あそびのひろば	保育参観・懇談会	
2 月	豆まき会 3 日	保育参観・懇談会	乳児健診 25 日 (つくし組)
3 月	ひな祭り会 3 日 お別れパーティー 修了式	満了式 14 日 満了児の保護者のみ	新入児健康診断 25 日

延 長 保 育 実 施 要 綱

社会福祉法人福島福祉施設協会

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人福島福祉施設協会が運営する保育所に入所（園）している児童の保護者が、やむを得ない事由により通常の保育時間を超えて保育を必要とする児童について必要な事項を定めるものとする。

（資格条件）

第2条 延長保育の対象となる児童は、保護者の就労時間及び通勤時間を考慮し、延長保育が必要と認められる児童に限るものとする。

（申請及び許可）

第3条 延長保育を受けようとする保護者は、延長保育申込書に記入し各保育所（園）に提出し許可を得なければならない。

（保育時間）

第4条 1. 開所（園）時間と標準時間と短時間利用時間は次のとおりとする。

（1）開所時間は月曜日から土曜日の午前7時から午後7時

（2）標準時間認定利用時間設定は午前7時から午後6時

（3）短時間認定利用時間設定は利用者の保護者の勤務時間等で各施設によって異なるが、当協会の施設は当面次のとおりとする。

・福島保育所、瀬上保育所、福島わかば保育園、飯坂保育所は、午前8時から午後4時

・福島隣保館保育所、福島ふたば保育園は、午前8時30分から午後4時30分

2. 延長保育時間は次のとおりとする。

（1）標準時間利用児童は午後6時から午後7時

（2）短時間利用児童は午前7時から各施設0の短時間利用設定時間開始までと各施設短時間利用設定時間終了から午後6時

（短時間認定利用者の延長保育利用は突発性のものとし、常時利用の場合は市役所の標準時間認定を受けなければならない）

（延長保育利用料）

第5条 1. 利用料は、1人1回200円とする。（短時間認定利用者の場合は、短時間利用設定開始までの利用、短時間利用設定時間終了以後の利用は各1回とする）

2. 延長保育を利用した保護者は、利用料（月末締め）を原則毎月25日に口座より引き落としとする。ただし、口座振替に同意いただけない場合は現金での納入とする。

（延長保育停止）

第6条 施設長は、次の各号に該当すると認めるときは、延長保育の利用を停止することができる。

1. 第2条の要件に該当しなくなったとき

2. 保育上の指示に従わないとき

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、延長保育に関して必要な事項は施設長が定める。

（附則）この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

保育の必要性の認定について

保育所（園）、幼稚園、認定こども園、地域型保育などの利用を希望する保護者の方には、施設利用のため以下の3つの区分に応じた認定を受けていただく必要があります。

認 定 区 分	内 容
1号認定 教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合。 利用施設 幼稚園、認定こども園
2号認定・保育認定 (満3歳以上)	お子さんが満3歳以上で、「利用対象児童（保育を必要とする事由）について（3ページ）」に該当し、保育施設での保育を希望される場合。 利用施設 保育所（園）、認定こども園
3号認定・保育認定 (満3歳未満)	お子さんが満3歳未満で、「利用対象児童（保育を必要とする事由）について（3ページ）」に該当し、保育施設での保育を希望される場合。 利用対象 保育所（園）、認定こども園、地域型保育

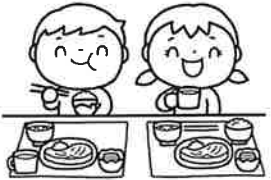
保育の必要量について

保育を必要とする事由から、保育の必要量（施設の利用時間）が次のいずれかに区分されます。

区 分	施設の利用時間	保育を必要とする主な事由
保育 標準時間	施設で定めた開所時間内で 1日最大11時間まで ※それ以上は別途延長保育料が必要	・就労（月120時間以上） ・母親の出産等 ・疾病等 など
保 育 短時間	施設で定めた開所時間内で 1日最大8時間まで ※それ以上は別途延長保育料が必要	・就労 （月64時間以上120時間未満） ・求職活動 ・育児休業中の継続利用 など

※実際に利用する保育時間については、入所決定後、認定区分の範囲内で各保育施設長とご相談下さい。

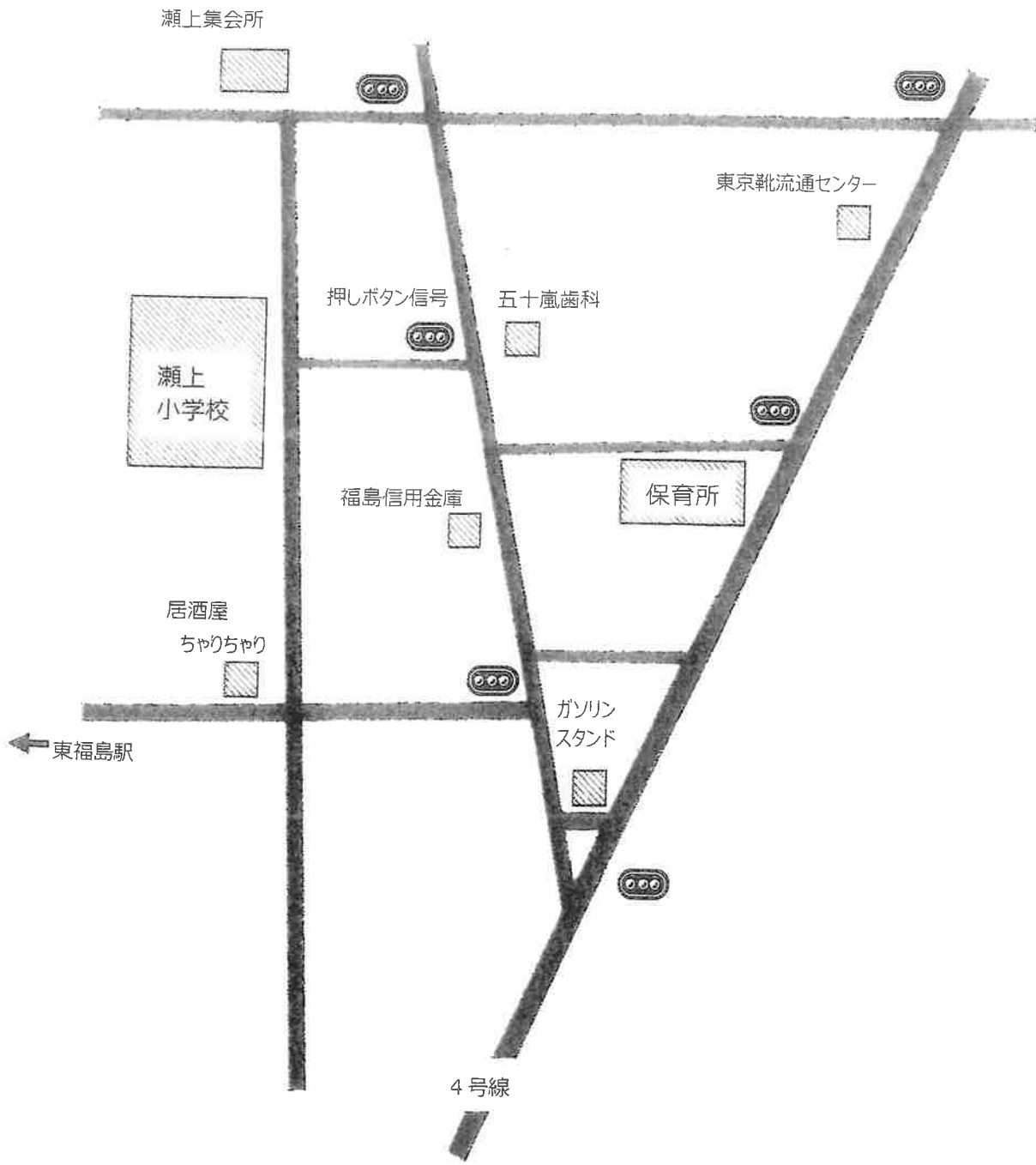
= 保育所の日について =

	未 満 児 (つくし・さくら・ちゅうりっぷ)	以 上 児 (すみれ・たんぽぽ・ひまわり)
7:00	開 所・登 所 (9 時までには登園しましょう) 8:00 までは、つくし・さくら・ ちゅうりっぷ組はさくら組で保育します。	8:00 までは、すみれ・たんぽぽ・ ひまわり組はすみれ組で保育します。
9:00	片付け 排泄 手洗い 朝のあいさつ おやつ 	片付け 排泄 手洗い 体操 朝のお集まり
計画に従って、クラス毎に保育を行います。		
11:00	片付け 排泄 手洗い 離乳食 昼 食 	保育計画に基づくあそび・活動 片付け 排泄 手洗い 昼食準備 昼 食
12:00	お昼寝	お昼寝
14:30	目覚め 排泄 着替え 手洗い	目覚め 排泄 着替え 手洗い
15:00	おやつ	おやつ
15:30	帰りのあいさつ	帰りのお集まり 身支度 あいさつ
16:00	自由遊び 順次降所	自由遊び 順次降所
18:00	延長保育	----- ひまわり組にて、おやつ・あそび -----
19:00	閉 所	

災害時緊急避難先

福島市立 瀬上小学校

住所：福島市瀬上町一ノ坪 28 番地



与薬依頼書

クラス名

※別紙7

児童名

保護者名

※ジッパーの袋に、与薬依頼書・くすり・薬の説明書を入れて依頼してください。
薬の容器や袋には、必ずクラス名と児童名を記載してください。

病名(症状)	医療機関名	受診日
		年 月 日

・薬の内容 (該当するものに○印)

・粉薬 (包) ・水薬 ・その他 ()

・塗り薬(患部)

・点眼 (右 ・ 左 ・ 両方) 分間の間隔を開ける)

・薬の服用(使用)のタイミング及び方法

・屋食前 ・屋食後 ・午睡前 ・午睡後

・その他 ()

・薬の保管法

・室温 ・冷暗所 ・その他 ()

薬服用期間 年 月 日 ~ 年 月 日まで

月 日	/	/	/	/	/	/
預かり者						
与薬者						
与薬時間	:	:	:	:	:	:

※最終日の記録を確認してサインを記入し、
保育所へ提出お願いします。

保護者のサイン

瀬上保育所 2023

与薬依頼書

クラス名

児童名

保護者名

※ジッパーの袋に、与薬依頼書・くすり・薬の説明書を入れて依頼してください。
薬の容器や袋には、必ずクラス名と児童名を記載してください。

病名(症状)	医療機関名	受診日
		年 月 日

・薬の内容 (該当するものに○印)

・粉薬 (包) ・水薬 ・その他 ()

・塗り薬(患部)

・点眼 (右 ・ 左 ・ 両方) 分間の間隔を開ける)

・薬の服用(使用)のタイミング及び方法

・屋食前 ・屋食後 ・午睡前 ・午睡後

・その他 ()

・薬の保管法

・室温 ・冷暗所 ・その他 ()

薬服用期間 年 月 日 ~ 年 月 日まで

月 日	/	/	/	/	/	/
預かり者						
与薬者						
与薬時間	:	:	:	:	:	:

※最終日の記録を確認してサインを記入し、
保育所へ提出お願いします。

保護者のサイン

瀬上保育所 2023

登所(園)のめやす

1・医師の記入	感染症の種類	登所(園)のめやす
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化(かさぶたになる)するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹(腫れ)が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	百日咳	特有の咳が消失する、又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	流行性角結膜炎(はやり目)	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症(O157,O26,O111等)	
	結核	
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	急性出血性結膜炎	
2・医師または保護者の記入	感染症の種類	登所(園)のめやす
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで ※【発症後5日とは】… <u>発症した日は「0」</u> とし、翌日から5日 ※【解熱した後3日とは】… <u>解熱した日は「0」</u> とし、翌日から3日
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで ※【発症後5日とは】… <u>発症した日は「0」</u> とし、翌日から5日
	溶連菌感染症	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	マイコプラズマ肺炎	
	ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱がなく(解熱後1日以上経過し)、普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態がいいこと
	带状疱疹	すべての発疹が痂皮化(かさぶたになる)するまで
	手足口病	発熱がなく(解熱後1日以上経過し)、普段の食事がとれること

福島市幼稚園・保育課
(R7年2月～)

＝持ち物について＝

	ひまわり	たんぽぽ	すみれ	ちゅうりっぷ	さくら	つくし
通園リュック	○	○	○	○	△	ウエットティッシュ・ふた
上履き・上履き入れ	○	○	○	△		食事用エプロン3枚
ウエットティッシュ・ふた				○	○	スタイ(必要に応じて)
食事用エプロン				○	○	着替え(上下3組)
コップ・コップ入れ	○	○	○	○	△	肌着(2～3枚)
歯ブラシ	○	○	△			ガーゼ(ミルク時使用)
着替え(下着も含む)	2組	2組	3組	3組	3組	紙パンツ(7～8枚)
パジャマ・パジャマ入れ	○	○	○	△		汚れ物入れ袋1枚
紙パンツ			必要に応じて	6～7枚	7～8枚	おしりナップ
汚れ物入れ袋	1枚	1枚	1枚	1枚	1枚	排使用ナイロン袋
おしりナップ			○	○	○	バスタオル、タオルケット
ナイロン袋 (汚れ物・排使用)	○	○	○	○	○	布団・布団入れ(月齢に応じて)
制作用スモック	○	○				
エプロン・三角巾	○	△	△			
午睡用布団	○	○	○	○	○	
布団入れ袋	○	○	○	○	○	

※ すべての持ち物に、分かりやすいところに名前を記入してください。

(汚れ物入れ袋や紙パンツ等も同様です)

※ 着替えは、その都度補充をお願いいたします。

※コップ・歯ブラシは毎日持ち帰り、家庭で洗い乾かしてから次の日にお持ちください。

※布団・上履きは毎週末持ち帰り、洗って週初めにお持ちください。

※△印は使用する時にお知らせいたしますので、その時にお持ちください。

個人情報使用同意書兼誓約書

【同意事項】

① 事業所での開示

- ・提供される保育サービス
誕生表、各行事の写真や動画の掲載、ホームページ等への公開、
各行事での名前紹介、文集、遠足等のしおりや作品出展
- ・保育所（園）機能の強化、保育士等の資質向上にむけた研修・教育
- ・保護者会活動にかかるもの

② 他の事業所等への情報開示（第三者への開示）

- ・他の保育所（園）、協力医療機関等との連携等
- ・第三者評価機関等の外部監査機関または司法機関等への提出等
- ・行政機関等への各種報告等
- ・損害賠償保険等にかかる保険会社等への各種相談又は届出等

③ 上記以外の開示

- ・上記以外に開示として、以下項目がございます。項目を確認いただき、
同意の☑をお願いします。
 - ☐ 施設内での名前および写真の掲載
 - ☐ インターネット、新聞、テレビ等の外部メディアに写真、動画、
記事等の掲載
 - ☐ 行事や日常保育のビデオ撮影及び保護者の保育所（園）での鑑賞
 - ☐ 退所(園)したあとも、写真を使用

【誓約事項】

日常の保育、または行事等においてカメラおよびビデオカメラ等（スマートフォンなども含む）で撮影するにあたり、家庭内で鑑賞するため以外（SNS にあげる、他人への譲渡等）に利用しないことを確約します。

社会福祉法人 福島福祉施設協会

瀬上保育所 所長 佐藤 純子

令和 年 月 日

児 童 氏 名 : _____

保 護 者 氏 名 : _____ 印

児童から見た続柄 : _____

令和7年度 社会福祉法人福島福祉施設協会保育所職員研修体系

